

<労働組合法第7条第2号該当（団体交渉拒否）>

年 月 日

不当労働行為救済申立書

都道府県	労働委員会 会長 殿
------	------------

申立人

主たる事務所の所在地（個人の場合は住所）

〒

組合名・代表者職氏名（個人の場合は氏名）

※ 注	
TEL	FAX

※注：申立人の署名又は記名押印に代わる確認資料として、受付時に、「労働組合の資格審査」に必要な書類一式の提出をお願いしています。

なお、従前どおり申立人の署名又は記名押印のある申立書も受け付けています。

被申立人

主たる事務所の所在地（個人の場合は住所）

〒

会社名・代表者職氏名（個人の場合は氏名）

TEL	FAX
-----	-----

第1 不当労働行為を構成する具体的事実

1 当事者

	組合員数	当該事業所 名	組合全体 名
申立人	上部団体又は所属組合	有（その名称 無	）
	企業内の他の組合	有（その組合員数 無	名）
	その他の事項		
	業種		
被申立人	従業員数	当該事業所 名	企業全体 名
	その他の事項		

2 不当労働行為を構成する具体的事実

(団体交渉を申し入れた年月日、交渉事項、被申立人が団体交渉を拒否した年月日及び応じないとする理由、あるいは不誠実だと考える交渉における使用者の対応を具体的に記載してください。また、団体交渉申入れに至る経過等についても適宜記載してください。)

(記載例①) 会社は従業員の賃金体系を従来の〇〇から〇〇に変更すると一方的に社内に掲示した。そこで組合は、賃金体系の変更について、〇〇年〇月〇日付けで団体交渉を申し入れたところ、会社は、〇〇年〇月〇日、その件は経営判断に属する事項であり交渉事項に当たらない、として拒否した。

(記載例②) 組合が、賃金体系の変更について団体交渉を申し入れたところ、会社は、交渉には応じたものの、経営状況が悪いからと言うのみで、組合が要求する具体的な資料を提示して説明することなく、不誠実な対応に終始している。

第2 請求する救済の内容

1 被申立人は、

- 団体交渉に応じなければならない。
- 団体交渉に誠実に対応しなければならない。

* 団体交渉自体を拒否している場合は上の□に、誠実な交渉態度でない場合は下の□にチェックを入れてください。

(記載例①) 申立人組合が〇年〇月〇日付けで申し入れた「〇〇」に関する団体交渉を、
〇〇を理由に拒否してはならない。

(記載例②) 会社は、賃金体系の変更に関する団体交渉において、組合が要求した会社
の財政状況が分かる具体的な資料を提示して説明するなど、誠実に対応する
こと。

2 使用者の行為が不当労働行為と認定されたこと等を確認する文書の
掲示等

求める 求めない

(いずれかにチェックし、求める場合は、以下にその文面を記載してください。)

(記載例) 会社は、1メートル×2メートル大の白紙に、下記のとおり明瞭に墨書して、
本社玄関付近の従業員の見やすい場所に10日間掲示しなければならない。

記

年 月 日

〇〇労働組合

執行委員長 〇〇〇〇 殿

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

当社が、貴組合が〇〇年〇〇月〇〇日付けで申し入れた「〇〇〇〇」に関する団体交渉
に応じなかった(団体交渉において、組合が要求する具体的な資料を提示するなどして説
明しなかった)ことは、〇〇労働委員会において、不当労働行為であると認定されました。
今後、このような行為を繰り返さないよう留意します。